

繰り返される体罰

先日、道教育委員会は6件の懲戒処分を発表しましたが、その中には、体罰によって減給処分となった教師が含まれています。

事件の概要は、生徒がまじめに対応しなかったことなどに腹を立てて、平手で頬をたたいたりしたというものですが、またかと暗然とした気持ちになってしまいます。

子ども達が悪いことをした場合など、叱るべき時にはしっかり叱る事が必要ですし、場合によっては出席停止などの処分を課す場合もあるでしょう。褒めるときは褒め、叱るときは叱る。そうしたメリハリは必要ですが、いうまでもなく体罰は、如何なる場合も許されることではありません（学校教育法第11条ただし書き）。

もっとも、体罰という問題は、今に始まったことではなさそうです。

明治12年に発布された教育勅令第46条には「凡学校ニ於テハ、生徒ニ体罰ヲ加フルベカラズ」とありますから、この当時から既に、教員による体罰問題はあったのだと思います。つまり、体罰は、古くて新しい問題ということです。

私も、子どもの頃悪いことをして、先生からゲンコツの先で頭を「ごりごり」やられて痛い思いをしたことが一度ならずあります。子ども心に、二度と痛い思いはしたくないと思ったものです。その意味では、あの「ごりごり」にも意味があったかなと感じますが、だからといって、良い体罰と悪い体罰があるはずもありませんから、教師の皆さんは、間違ってもこの程度ならと考えてはなりません。

「愛の鞭」という言葉がありますが、これは、鞭を使うものの傲慢さ以外の何ものでもありません。特に、最近の体罰の事例を見ると、顔を平手でたたいたり、腹を蹴ったりと、常識では考えられないことが行われています。

それは、感情にまかせた暴力行為で、教育的配慮の欠片も感じられません。

体罰は、体罰を行った教員に対して行政上、刑事上、更には民事上の責任が生じるだけではなく、体罰を受けた子ども達の心身の発達過程にも決して良い影響を与えません。

道教委は一貫して体罰禁止をいい続けていますが、体罰により処分を受けた教員は平成21年度24人、平成22年度27人となっており、一向に、学校現場から体罰がなくなる気配がないのは、どうしてでしょうか。

ほとんどの教師は、体罰などに頼らず生徒指導を行っています。そうした中、体罰を行ってしまう教員には、自分は正しいという思い上がり、独りよがりの面があるのではないかと感じます。いうことを聞かせるには、厳しく押さえつけなければダメだと思いつこんでいるのではないかと感じます。また、この程度のことは許される、という甘えがあるのではないかと感じます。そして何よりも、子ども達の間にしかりとした信頼関係が築けていないのではないのでしょうか。その点が、特に心配です。

学校での体罰を防ぐためには、体罰は許されないという当たり前のことについて、改めて、教職員全体の共通認識にしなければなりません。

とはいえ、体罰をしないということと、子ども達に迎合することとは全く異なるものです。教師は、子ども達にとって存在感のある存在であって欲しいと思いますし、子ども達に対しては、愛情を持ちながらも毅然と対応していく必要があるでしょう。

更に申し上げれば、学校の中で、教師を孤立させないことです。学校全体で生徒指導に当たる体制が必要です。その為にも、校長のリーダーシップは欠かせません。(塾頭 吉田 洋一)